

## 診療報酬の請求について



### 1 保険診療報酬

#### ○ 開放型病院共同指導料（I）について

開放型病床に入院した患者に対して、地域医療連携医の先生が病院主治医と共同で診療、指導等を行った場合は、1人の患者1日につき1回、開放型病院共同指導料（以下「共同指導料」という。）（I）を算定できます。

なお、患者様には、事前に共同指導料（I）について説明しておいてください。

#### ○ 診療情報提供料（I）について

地域医療連携医の先生が開放型病床入院依頼書または診療情報提供書を当院に提出した場合は、患者1人につき月1回に限り、診療情報提供料（I）を算定できます。

### 2 当院からの報酬（手術、分娩介補、検査等に対する報酬）

地域医療連携医の先生が手術の執刀や分娩介補、検査等を行った場合は、次により算定した金額を当院からお支払いします。

- ・手術 手術の保険診療報酬点数 × 20%
- ・分娩介補 分娩世話料（病院の基準額） × 40%
- ・検査等 地域医療連携医が実施した検査等の保険診療報酬点数 × 20%

